

京都市告示第563号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和4年12月28日

京都市長 門川大作

1 公の施設の名称

京都市市民活動総合センター

2 指定管理者

京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町52番地イヌイ四条ビル3階Flag四条
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター

3 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

(文化市民局地域自治推進室)